

日本小児肝臓研究会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は日本小児肝臓研究会 The Japan Society of Pediatric Hepatology (JASPH) と称する。

第2条 (所在地)

本会の所在地は、

奈良県生駒市乙田町 1248 番-1

近畿大学奈良病院 小児科医局内 とする。

第3条 (目的)

本会は小児肝臓学の研究を通じて、学術の進歩、知識の普及を図り、小児医療の向上、小児の健康の増進に寄与し、会員相互および内外の関連機関との連絡を維持することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、毎年1回総会・研究会を開催するほか、講演会・講習会・図書の刊行などを行う。

第5条 (事務局)

1. 本会の事務局は、運営委員長の指定する場所におく。
2. 事務局幹事は運営委員長より委託され、会務に従事する。

第2章 会員

第6条 (入会)

本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、運営委員会の承認を得るものとする。

第7条 (退会)

1. 退会希望者は、運営委員会宛に退会届を提出しなければならない。
2. 3年以上滞納した場合には会員資格を失うものとする。

第8条 (名誉会員)

1. 本会は、名誉会員をおくことができる。
2. 名誉会員は議決権は有しないが、運営委員会に出席することができる。

第9条 (会費)

1. 会員は総会において定める会費を納入しなければならない。
2. 名誉会員は会費を免除する。

第 3 章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。

運営委員長	1 名
運営委員	若干名
監事	2 名

第11条 (運営委員長)

1. 運営委員長は運営委員の中から互選され、本会を代表する。
2. 運営委員会の議長を兼任し、本会の業務を総括する。

第12条 (運営委員)

運営委員は会員の中より選出、運営委員会を組織、重要事項を審議する。

第13条 (監事)

監事は運営委員の中より互選され、会務を監査する。

第14条 (任期)

運営委員の任期は 3 年とする。ただし再任は妨げない。

第 4 章 集会

第 15 条 (研究会)

本会は毎年 1 回研究会を開催する。

第 16 条 (研究会会長・副会長)

研究会を主催するものとして、研究会会長を置く。

1. 会長は総会および研究会を主催する。
2. 会長は毎年運営委員会の推薦にて選出、総会の承認を得るものとする。
3. 会長の任期は 1 年とする。
4. 次年度学術集会を主催する次期会長として、副会長をおく。

第 17 条 (総会)

1. 総会は毎年 1 回開催する。
2. 総会は会長が召集し、議長を兼任する。
3. 総会は、委任状を含め会員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長の裁定による。

第 18 条 (運営委員会)

1. 運営委員会は運営委員長が召集し、議長を兼任する。
2. 運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

3. 運営委員会は、会長・副会長、運営委員長の選出のほか、本会の事業に関する討議を行い、総会の承認を経て執行する。

第 5 章 会計

第 19 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
会員は細則に定める年会費を納入しなければならない。

第 20 条（決算）

本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 専門委員会

本会に専門委員会をおくことができる。

第 7 章 会則の変更

会則は、総会出席者 3 分の 2 の同意を得て、変更することができる。

第 8 章 細則

本会の会則の施行についての細則は、運営委員会および総会の議決を経て別に定める。

附則 1. この会則は、平成 10 年 7 月 25 日より実施する。

2000 年 7 月 25 日制定
2021 年 6 月 6 日一部改訂